

京都木の家ネットワーク 会則

(名称)

第1条 この会は、京都木の家ネットワーク（以下「会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を京都府京都市に置く。

(目的)

第3条 本会は中小建設工事業者が連携協力し、経営の近代化、技術技能の向上、労働安全の推進並びに業に従事する者の福祉の推進を図り、もって会員企業の発展と従業員の生活の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 中小建設工事業の近代化促進に関する事業
- ② 中小建設工事業の安全施工に関する啓蒙及び普及
- ③ 中小建設工事に従事する技術者及び技能者の資質の向上に関する事業
- ④ 中小建設工事業に関する情報の収集及び提供
- ⑤ その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の種別)

第5条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

- ① 正会員 中小建設工事業を営む法人・並びに個人事業主とする。
- ② 賛助会員 本会の目的、事業を賛助するもの。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を会長に提出し理事会の承認を受けなければならない。

(入会金・会費)

第7条 入会金及び会費については別に定める細則による。

(退会及び資格の喪失)

第8条 退会及び資格の喪失は、次の各号とする

- ① 本人から退会の申し出があった場合（退会理由を明示する）
- ② 会費を2年間納入しなかった場合
- ③ 理事会全員の総意により除名する場合

(入会金・会費等の不返還)

第9条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(種別及び員数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 1名

専務理事 1名

理 事 2名以上

監 事 1名

(選任)

第11条 役員は、総会において、正会員の構成員の中から選任する。ただし、専務理事は正会員の構成員以外の者の中から、選任することができる。

- ① 会長、副会長、専務理事、常任理事及び監事は、理事の互選による。
- ② 理事及び監事はこれを兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

専務理事は、会長を補佐して常務を処理する。

理事は、総会の議決に基づいて会務を執行する

監事は、次に掲げる職務を行う。

- ① 財産及び会計を監査すること
- ② 理事の業務執行状況を監査すること
- ③ 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見した時は、これを総会に又は会長に報告すること
- ④ 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。但し、再任されることできる。

- ① 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする
- ② 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員とふさわしくない行為があったときや、その他特別の事情があるときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

(総会)

第15条 総会は、毎事業年度終了後すみやかに行う。

- ① 本会の事業推進に必要な場合、理事会の決議を経て臨時総会を開催することができる。
- ② 総会は、正会員総数の2分の1以上(含む委任出席)の出欠をもって成立する
- ③ 総会の議長は、出席会員の中から選出する

(理事会)

第16条 理事会は、必要に応じて開催する

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため事務局を置く

(施工細則)

第18条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。